

## 即時抗告状

広島地方裁判所三次支部令和4年(ワ)第14号損害賠償請求事件

(送達場所)

抗告人(原告)

〒727-0021

広島県庄原市三日市町309

高野 邦夫(コウノクニオ)

被 告

〒101-8977

東京都千代田区霞が関1-1-1

国 代表者法務大臣 齋藤 健(さいとう けん)

付属書類:なし

貼用印紙額	金 1,000 円
予納郵券	金 4,110 円

令和5年 月 日

広島高等裁判所 御 中

### 記

#### 第一. 抗告の趣旨

1. 令和5年 月 日、広島地方裁判所三次支部は抗告人(原告)が提出した文書提出命令申立書を却下した。不服なので、民法第223条7号の規定により抗告する。
2. 抗告理由書は、追って提出する。

★民事訴訟法第二二三条(文書提出命令等)

7 文書提出命令の申立てについての決定に対しては、即時抗告をすることができる。

以上抗告人 高野 邦夫(コウノクニオ)